



SMBC CHINA MONTHLY

第83号

2012年5月

編集・発行:三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部

東日本大震災で被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心より祈念いたします。

< 目次 >

経済トピックス	1~3月期は8.1%成長 日本総合研究所 調査部 副主任研究員 佐野 淳也……………2
経済トピックス	中国インバウンド客ビジネス(1) ~ 中国人訪日旅行者のプロフィール ~ 日本総合研究所 総合研究部門 研究員 市倉 裕美……………3~4
制度情報	上海流通税改革により解消した矛盾と新たに生じた問題点 Mizuno Consultancy Holdings Limited 代表取締役社長 水野 真澄……………5~7
上海現地レポート	インターネット情報サービスの市場秩序管理について 上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦 弁護士法人キャスト 弁護士 伊奈知芳……………8~10
マクロ経済レポート	中国経済展望 日本総合研究所 調査部 研究員 関 辰一……………11~15
金利為替情報	中国人民元 台湾ドル 香港ドル 三井住友銀行 市場営業統括部(シンガポール) シニア・エコノミスト 吉越 哲雄……………16~18

経済トピックス①

TOPICS

SMBC China Monthly

1~3月期は8.1%成長

日本総合研究所 調査部

副主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

内需主導の成長

1~3月期の実質 GDP 成長率（前年同期比）は、8.1%でした（右上図）。2010年1~3月期の同12.1%をピークとして、成長率は緩やかな低下傾向をたどっているものの、内需に下支えされ、景気の失速は回避されています。季節調整済みの前期比成長率でみると、1~3月期の前期比成長率は1.8%で、2011年10~12月期の同1.9%とほぼ同水準となり、下げ止まり感もみられます。

需要項目別にみると、1~3月期の固定資産投資（除く農林家計）は前年同期比20.9%増と、高水準の伸びを維持しました。競争力強化やインフラ整備の観点から、投資活動は引き続き活発な展開を示しています。地方の高成長志向も、投資を高止まりさせた一因といえます。可処分所得の着実な増加や最低賃金水準の引き上げなどを背景に、消費も堅調な拡大を示しており、1~3月期の名目小売売上高は同14.8%増でした。

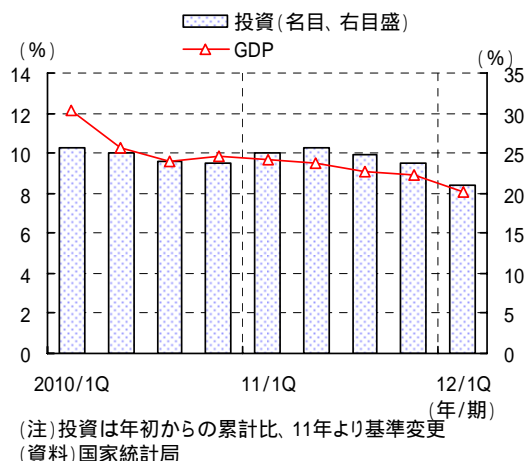
3月の輸出は前年同月比（以下同じ）8.9%増と、伸びの鈍化が顕著になっています。最大の輸出相手であるEUが3.1%減になるなど、主要地域・国向けは総じて低調でした。輸入の伸び率が5.3%増で輸出を下回ったため、貿易収支は2カ月ぶりに黒字となったものの、黒字の規模は53億ドルにとどまりました。1~3月でも、収支はほぼ均衡（11億ドルの黒字）しています。

物価上昇は鈍化基調

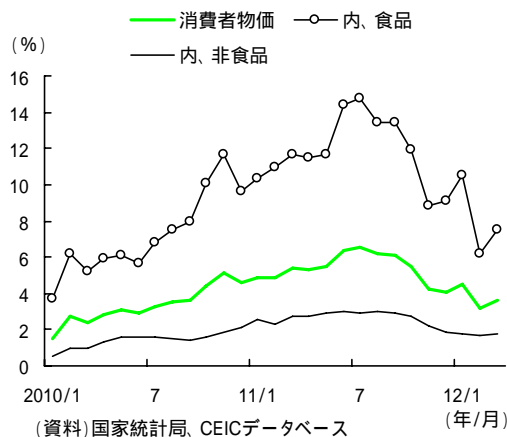
3月の消費者物価上昇率は、前年同月比+3.6%でした（右下図）。2月の実績より0.4%ポイント加速しているため、預金準備率の引き下げなどの緩和策の追加実施は遠のいたとの観測が広がっています。ただし、今年の旧正月が1月にずれたことによって、2月は物価に押し下げ圧力が加わった点を考慮する必要があります。むしろ、11年後半以降物価上昇は鈍化基調で推移しているといえるでしょう。

こうしたなか、政府は外需等における厳しい状況を認めつつも、景気の減速や物価上昇の鈍化は想定範囲内であり、制御可能との判断を基本的に崩していません。減税策と並行して、中期的な地域・産業振興策や輸入拡大策のように、景気対策との関係性が低い、あるいは相反しかねない措置も相次いで発表しています。長期かつ健全な成長にとって望ましい姿勢ではあるものの、経済情勢に応じた適切な景気対策の実施についても今後一層求められます。

< GDP 成長率と投資 >
(前年同期比)



< 物価の推移 >
(前年同月比)



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済トピックス② 中国インバウンド客ビジネス(1) TOPICS ~中国人訪日旅行者のプロフィール~

SMBC China Monthly

日本総合研究所 総合研究部門

研究員 市倉 裕美

E-mail: ichikura.y@jri.co.jp

中国からの訪日旅行者(インバウンド客)については、その人数や消費行動がメディアでよく取り上げられていますが、断片的な情報が多く、全体の傾向は見えにくいものです。電化製品等を多く購入する等、来日初回は電化製品等を多く購入するといった消費行動が主ですが、2回目以降の来日時には消費行動が変化しています。また、訪日後に日本のファンとなった彼らは帰国後に新たな商流を生み出す可能性を秘めています。そこで、今後数回にわたり中国人インバウンド客の動向やその影響について連載したいと思います。

急増する中国人インバウンド客のプロフィール ~若い女性が日本に来ている!

かつて、中国人はビジネスか留学という目的以外、日本を訪れることができませんでした。日本への観光旅行が可能となったのは、1999年1月に中国政府が日本への団体観光旅行を解禁し、翌年9月に日本政府が中国人団体観光客への査証発給を開始してからです。その後、何度か査証発給要件が緩和され、2010年7月には中国全土に対して日本への個人観光旅行が解禁となりました。

日本を訪れるインバウンド客は年々増加し、日本政府観光局(JNTO)の「訪日外客統計」によれば、2011年の中国人インバウンド客数は1,043,245人でした。内訳を見ると、男性が52.8%、女性が47.2%と大差はありませんが、他国と比較すると女性旅行者の割合は比較的多い傾向にあります。また、30代男性の来日が16.2%、20代女性が15.8%と最も多くなっており、全体的に20~30代の若い旅行者が多いと言えます。

「観光・レジャー」を目的とするインバウンド客は49.1%、「商談等その他ビジネス」は22.0%と、大半が観光を目的としており、主に若い女性が観光、男性がビジネスを目的として訪日しています。滞在日数は、観光目的の旅行者は「4~6日間」が8割、ビジネスで訪れる旅行者は「7~90日間」が5割、観光客よりもビジネスで訪れる旅行者の方が、滞在日数が長いことが分かります。

また、2011年のインバウンド客のうち、今回の訪日が「初めて」であった旅行者は56.8%と、過半数が新規の旅行者であった一方、「2~5回目」の旅行者は27.7%、「6~9回目」は4.7%、「10~19回目」は5.0%、「20回目以上」は5.8%と、多くのリピーター層がいることも分かります。

旅行形態を見てみると、「個人旅行」は58.4%、「団体ツアー」の利用者は41.6%と、他国と比較して中国人旅行者の団体ツアーの利用は最も高くなっており、その手配方法も「パッケージ利用」が多くなっています。

中国人女性、特に若い世代の女性のインバウンド客は多く、2011年7月より、沖縄を訪問する中国人個人観光客に対して、数次ビザの発給が開始されるなど、今後より多くの女性観光客の増加が見込まれます。中国人女性を日本の商品・サービスのファンにする大きなチャンスです。

図表1 国籍別訪日外国人客数男女比
(%)

国名	男性	女性
韓国	61.4	38.6
台湾	48.4	51.6
香港	49.4	50.6
中国	52.8	47.2
タイ	56.0	44.0
シンガポール	60.8	39.2
マレーシア	66.8	33.2
インド	89.3	10.7
英国	76.4	23.6
ドイツ	83.6	16.4
フランス	70.1	29.9
ロシア	58.3	41.7
米国	69.8	30.2
カナダ	66.4	33.6
オーストラリア	64.8	35.2

(資料) 国土交通省観光庁「平成23年訪日外国人消費動向調査」より作成

中国人インバウンド客の消費動向 ～初回の買い物に加え、四季・温泉・食・自然へ

中国からのインバウンド客は、他国と比較して最も旅行消費額が多く、2011年全体では1,964億円、1人当たりの消費総額は188,295円になります。

日本での消費の内訳を見ると、最も多い支出は「買い物」で、その金額は87,920円と調査対象国平均の2倍以上となっています。最も購入者単価が高いものは「カメラ・ビデオカメラ・時計」(購入者単価60,288円、購入率29.8%)、「電気製品」(同43,623円、27.3%)であり、調査対象国の平均購入率の約3倍になります。一方で、購入者単価は低いものの、購入率が高い「菓子類」(購入者単価11,933円、購入率65.5%)、「化粧品・医薬品・トイレタリー」(同29,989円、65.3%)は、観光目的で来日する若い女性に人気があると言えます。

また、購入した商品の中で最も満足したものを尋ねたところ、最も多く挙げられた回答は「化粧品」(15.8%)、次いで「カメラ」「ファッション雑貨」(ともに14.5%)で、購入率と満足度共に日本の化粧品の人気の高さが窺われます。

中国では、テレビCMよりもインターネット上での口コミ情報が大きな影響力を持っており、「口コミ社会」と言われています。2011年のインバウンド客が出発前に得た旅行情報で役に立ったものの中でも「その他インターネット」(29.1%)が最も多く挙げられ、次いで「日本在住の親族・知人」(22.2%)の意見が高くなっています。

再訪したインバウンド客は、初回よりも消費範囲が広がり、また旅行者が帰国後に満足した商品を再び購入し、周囲に感想を伝えることで、結果、口コミとして広がります。例えば、本場で日本食を堪能した中国人が増えれば日本の食材が中国でより売れていき、食品・食材の新しい商流が出来ます。また、日本の衣類は品質も高く、デザインも優れているという点で香港や台湾等の中華圏において人気が高くなっており、実際に購入した中国人インバウンド客の満足度も高いことから、今後更なる成長が見込めます。

さらに、今後の旅行で実施した活動の満足度を聞いてみると、買い物と並んで「四季の体感」「温泉入浴」「自然・景勝地観光」が高く、次回の旅行で実施したい活動も「日本食を食べること」「温泉入浴」「ショッピング」の順で高くなっています。買い物だけに留まらず、日本特有の自然や四季の変化、文化にも注目が高まっていると言えます。

昨年訪日した中国人インバウンド客に日本への再訪意向を尋ねたところ、「必ず来たい」、もしくは「来たい」という人は合わせて91.2%となっています。インバウンド客が日本のファンとなりつつある中、帰国後に新たな商流を生み出す可能性という日本企業にとってのビジネスチャンス秘めていると言えます。

図表2 今後の旅行で満足した活動と次回の旅行で実施したい活動 (上位10位)

今後の旅行で満足した活動	回答率(%)	次回の旅行で実施したい活動	回答率(%)
ビジネス	79.1	日本食を食べること	53.3
四季の体感(花見・紅葉・雪など)	75.0	温泉入浴	51.2
温泉入浴	74.3	ショッピング	46.4
自然・景勝地観光	73.1	自然・景勝地観光	39.5
ショッピング	71.2	繁華街の街歩き	33.7
繁華街の街歩き	70.1	旅館に宿泊	31.1
日本食を食べること	66.5	四季の体感(花見・紅葉・雪など)	25.8
日本の生活文化体験	65.7	テーマパーク	22.0
日本の歴史・伝統文化体験	65.0	日本の歴史・伝統文化体験	21.2
旅館に宿泊	57.1	スキー	19.0
美術館・博物館	57.1	美術館・博物館	18.4

(資料) 国土交通省観光庁「平成23年訪日外国人消費動向調査」より作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各専門家に相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

制度情報 TOPICS 上海流通税改革により解消した 矛盾と新たに生じた問題点

SMBC China Monthly

Mizuno Consultancy Holdings Limited

代表取締役社長 水野 真澄

E-mail: mizuno@mizuno-ch.com

上海流通税改革により解消した矛盾と新たに生じた問題点

2012年1月1日より上海において、一部の営業税課税項目（物流・リース・近代サービス業など）を、増値税課税に変更する措置が実施されています。

制度改革の目的は、流通税が、二種類（増値税・営業税）に分かれている事から生じる矛盾（二重課税・課税関係のゆがみ）を是正する事で、これにより解消する問題点もあるのですが、大がかりな制度変更でもあり、現在上海では、若干の混乱や、新たな矛盾が生じています。

制度改定に伴う影響と、実務的な問題点を、以下解説します。

1. 流通税改革の影響

税制改革が有利になる業種

流通税改革によって、営業税から増値税に税種が変更された納税義務者は、一般納税義務者となれば、仕入控除が認められますので、固定資産購入時に支払った増値税や、下請け企業を活用した場合に支払った増値税の控除が認められますし、役務の輸出に対しては、免税・ゼロ税率が適用されます。

今回の改革で、確実にメリットを享受すると思われるのは近代サービス業（税率6%）です。

近代サービス業（貨運代理業・倉庫業などを含む）の場合、5%（営業税）の税率が、6%（増値税一般納税義務者）と3%（増値税小規模納税義務者）に変更されていますが、その影響は、以下の通りです。

1) 一般納税義務者の場合

税率が1%引き上げられるものの、仕入控除適用が認められる事、輸出免税措置の適用が受けられる事より、以前より課税が軽減される可能性が高い。

2) 小規模納税義務者の場合

仕入控除は認められないが、税率が5%から3%に引き下げられる事、輸出免税措置適用が認められる事から、制度変更前より課税が軽減される。

制度改革が不利になる可能性がある業種

制度改正が不利になる可能性がある業種として、物流業が挙げられます。

役務の輸出に付いては、ゼロ税率（一般納税義務者の場合）・免税措置（小規模納税義務者の場合）が認められますので、従来（国際運輸は営業税免税）と同様、若しくは、改定前より有利になりますが、国内取引の場合は、課税率の引き上げ（3% 11%）及び、運輸発票制度の廃止により、税負担の増加につながる場合があるためです。

因みに、運輸発票とは、物流会社に認められた特殊な発票で、これを使用する事で、顧客側では、営業税発票であるにもかかわらず、増値税との控除（輸送費の7%相当が控除可能）が認められます。

物流業の国内取引に関する影響は、以下の通りです。

1) 一般納税義務者の場合

改定前

物流会社に対して3%の営業税が課税される。

運輸発票を受けとった顧客企業は、運輸費 x 7%の控除が受けられる。

改定後

11%の増値税が課税される。

増値税は、顧客が負担する(物流会社が顧客より徴収する)事になるが、顧客は、専用発票を基に、増値税の控除を受ける事ができる。

2) 小規模納税義務者の場合

改定前

営業税は、一般納税義務者・小規模納税義務者の区別がないため、一般納税義務者の場合と同じ。

改定後

3%の増値税が課税される。

増値税は、顧客が負担する(物流会社が顧客より徴収する)事となるが、発票を受け取った顧客企業は、(運輸費 + 増値税額) x 7%の控除が受けられる(財税[2011]111号・付属文書2)。

2. 流通税改革に伴う実務上の問題点

流通税改革は、施行後、数か月しか経過していない事もあり、実務上は、若干の混乱が生じている感があります。

現時点の実務上の問題点を下記します。

輸出免税・ゼロ税率の適用

役務の輸出に付いては、免税、若しくはゼロ税率が適用されると規定されています。

免税とは、増値税の課税が免除される事、ゼロ税率とは、課税が免除されるだけでなく、仕入増値税の還付も認められる事を意味しています。

免税・ゼロ税率の適用条件に付いては、「増値税課税サービスのゼロ税率適用と免税政策の通知(財税[2011]131号)」に定義されていますし、2012年4月5日には、ゼロ税率適用と、免税・控除・還付方式に関する実施ルールである、「営業税から増値税への課税変更試行地域における増値税ゼロ税率適用サービスに関する免税・控除・還付管理弁法(暫定)」の公告(国家税務総局公告2012年第13号)が公布されています。

但し、現時点では、ゼロ税率適用に関する増値税還付は、まだ実施されていませんし、免税措置に付いても、(財税[2011]131号に基づけば、適用される筈の内容でも)適用が認められず課税処理を求められる等の問題が生じています。

国家税務総局公告2012年第13号の公布・施行により、税法に基づく免税・還付措置が開始される事が望めますが、現時点では、税務局の担当者にヒアリングしても、有効な回答が得られない状況です。

流通税の負担者

増値税は、顧客に転嫁される税金である一方、営業税は、代金の受領者が支払う税金です。

営業税から増値税に税種が変更された場合、税法的には、代金・フィーの払い手(顧客)は、今まで負担していなかった税金を徴収される事になります。

顧客が増値税の一般納税義務者であれば、増値税を支払っても控除が認められるため、実質的な負担増にはなりません。小規模納税義務者、営業税の納税義務者、駐在員事務所

等の非営業単位の場合は、税コスト増加に繋がります。

但し、実務上は、以前より営業税に関しても、契約において顧客負担と定めるケースが少なからず行われてきましたし、制度変更後は、二社間の取り決めにより、増徴税を役務提供者負担にする(フィー金額を税込みにする)事も可能です。

税負担者の変更に伴う影響は、この様に、当事者間で協議の上、実務的に解消する必要があります。

上海現地レポート インターネット情報サービスの 市場秩序管理について

REPORT

SMBC China Monthly

上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦
 弁護士法人キャスト 弁護士 伊奈知芳
 E-mail: sunyuqi@qinruilaw.com
 E-mail: ina@cast-law.com

はじめに

中国におけるインターネットユーザーの数は、2011年末で既に5億人を超えているとされ、携帯電話でのネットユーザーも、3.56億人に達していると報告されています【1】。

一方、このようなインターネットの普及に伴い、「インターネット情報サービス」に関する市場においても競争が過熱しつつあり、その秩序管理が求められる状況となっていました。

「インターネット情報サービスの市場秩序を規範化することに係る若干の規定（以下「若干の規定」といいます。）は、このような状況において、現在の情報産業の主管部門である工業及び情報化部より発布され、2012年3月15日から施行された規定です。この若干の規定は、「インターネット情報サービス」について、「サービス提供者及びユーザーの適法な権益を保護し、かつ、インターネット業種の健全な発展を促進するため」に制定されたものであり（若干の規定第1条）、規定内容はなお抽象的なものに留まる部分もありますが、今後のインターネット市場における一つの管理基準として意義を有するものと考えられます。そこで、以下において簡単に概要を紹介させていただきます。

「インターネット情報サービス」とは

若干の規定は、「電信条例」【2】及び「インターネット情報サービス管理弁法」【3】（以下単に「管理弁法」という。）等に基づき制定された規定ですが（若干の規定第1条）、そもそも「インターネット情報サービス」とは、管理弁法において「インターネットを通じてネット使用者に情報を提供するサービス活動をいう。」と定義付けられており（管理弁法第2条第2項）、経営性及び非経営性の2種類に分けられています（管理弁法第3条第1項）。

このうち、「経営性インターネット情報サービス」とは、「インターネットを通じてネット使用者に有償で情報を提供し、又はホームページを作成する等のサービス活動」をいい、「非経営性インターネット情報サービス」とは、「インターネットを通じてネット使用者に無償で公開性及び共同享有性を有する情報を提供するサービス活動」をいうとされています（管理弁法第3条第2項、第3項）。

また、このうち「経営性インターネット情報サービス」については、電信条例上、「付加価値（中国語：増値）電信業務」（同条例第8条第2項【4】）に属し、その経営には各地の通信管理局等の情報産業主管部門の発行する「電信業務経営許可証」の取得が必要となります（同条例第7条）。一方、「非経営性インターネット情報サービス」については、主管部門への届出記録（備案）管理がなされています（管理弁法第4条）。

若干の規定においては、上記2種類の区別につき特段触れられておらず、いずれのインターネット情報サービスの提供の際にも適用可能性があると考えられます。

若干の規定の主な内容

若干の規定の発布にあたり、その制定部門である工業及び情報化部政策法規司の巡視員である李国斌氏に対する記者インタビュー（以下単に「記者インタビュー」といいます。）

¹ CNNIC（中国インターネットネットワーク情報センター）ホームページ（http://www.cnnic.net.cn/dtygg/dtgg/201201/t20120116_23667.html）より。

² 国务院令第291号、2000年9月25日公布・施行。

³ 2000年9月25日公布・施行、2011年1月8日国务院令第588号により最終改正公布・施行。

⁴ 「公共ネットワーク基礎施設を利用して提供される電信及び情報サービスの業務」と定義されています。

が公開されています【5】。若干の規定の内容及びこのインタビューにおける説明によると、若干の規定の主な内容は次のとおりです。

(1) 他の同業者の適法な権益に対する侵害行為の禁止等(第5条)

本条においては、インターネット情報サービスの提供者(以下単に「提供者」といいます。)に対する禁止規範として、次の各行為を禁止しています。

ユーザー端末上の他のインターネット情報サービス提供者のサービスに悪意により干渉し、又はインターネット情報サービスに関連するソフトウェア等の製品(「インターネット情報サービスに関連するソフトウェア等の製品」は、以下これを「製品」という。)のダウンロード、インストール、実行及びアップグレードに悪意により干渉する行為

虚偽の事実を捏造し、若しくは流布して他のインターネット情報サービス提供者の適法な権益を損ない、又は他のインターネット情報サービス提供者のサービス若しくは製品を誹謗する行為

悪意により他のインターネット情報サービス提供者のサービス又は製品に対し非互換を実施する行為

ユーザーを欺罔し、誤導し、又は強迫して他のインターネット情報サービス提供者のサービス又は製品を使用させ、又は使用させない行為

他のインターネット情報サービス提供者のサービス又は製品のパラメータを悪意により修正し、又はユーザーを欺罔し、誤導し、若しくは強迫して修正させる行為

国の法律規定に違反し、他のインターネット情報サービス提供者の適法な権益を侵害するその他の行為

このうち については、記者インタビューにおいて、セキュリティソフトの非互換行為そのものは正常なことであり、ソフトの互換性については市場を通じて解決すべきことに鑑み、禁止すべき非互換の実施を「悪意」によるものに限定したとの説明がなされています。

(2) 「評価測定」活動(第6条)

若干の規定においては、インターネットの「評価測定」活動(「プラットフォームを提供してユーザーの評価に供して、又はその他の方式により、インターネット情報サービス若しくは製品の性能等について評価及び測定試験をすること」と定義付けられています。)に関する規定を置き、評価測定活動結果に関する情報公開、再評価測定、欺罔・誤導・強迫の禁止等に関する規範を定めています。

(3) ユーザーの適法な権益に対する侵害行為の禁止(第7条)

若干の規定においては、インターネット情報サービスの提供の際に生じやすいユーザーの適法な権益侵害行為に関し、「契約法」【6】及び「電信条例」の規定を参照し、提供者に対して次の各行為を禁止しています。

正当な理由なくして、ユーザーに対しインターネット情報サービス又は製品を提供するのを拒絶し、引き延ばし、又は中止する行為

正当な理由なくして、自らの指定するインターネット情報サービス又は製品を使用し、又は使用しないようユーザーに限定する行為

欺罔、誤導又は強迫等の方式によりユーザーに対しインターネット情報サービス又

⁵ 「『インターネット情報サービスの市場秩序を規範化することに係る若干の規定』解説」(<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/14414996.html>) 参照。

⁶ 全国人民代表大会、1999年10月1日施行。

は製品を提供する行為

提供するインターネット情報サービス又は製品が、ユーザーに対し自らが行なった宣伝又は承諾と一致しない行為

サービス合意又は業務規程を無断で変更する行為及びサービスの質を引き下げ、又はユーザーの責任を加重する行為

他のインターネット情報サービス提供者のサービス又は製品と互換させない場合において、自発的にユーザーに対しこれを提示し、及び説明しない行為

提示を経ずに、かつ、ユーザーによる自発的な選択・同意を経ずに、ユーザーのブラウザ構成その他の設定を修正する行為

国の法律規定に違反し、ユーザーの適法な権益を侵害するその他の行為

(4) ユーザー端末上におけるダウンロード・インストール行為等に対する規制(第8条、第9条)

提供者がユーザー端末上におけるソフトウェアのダウンロード、インストール、実行、アップグレード及びアンインストール等の操作をする場合において、機能の完全な情報を提供し、ユーザーの同意を取得すべきことを定め、具体的な禁止行為を規定するとともに、端末のソフトウェアにその他のソフトを組み込む際にはユーザーの自発的な選択を確保すべきこと等を定めています。この禁止行為には、具体的には次が挙げられています。

ユーザーを欺罔・誤導・強迫してソフトウェアをダウンロード、インストール、実行、アップグレード又はアンインストールさせる行為

インストールと同等又はより簡易なアンインストール方法を提供しない行為

ユーザーの自発的な選択・同意なく、ソフトウェアのアンインストール後に不必要なファイルをユーザー端末に常駐させる行為

(5) 広告ポップアップ行為に対する規制(第10条)

若干の規定においては、ポップアップ広告を全面的に禁止はせず、提供者がポップアップウィンドウを表示させる際に、ユーザーに目立つ方法でシャットアウト又はウィンドウクローズ機能の表示をさせることを求める形で規制を行っています。これは、提供者がユーザー端末上に広告ウィンドウをポップアップさせることがユーザーのインターネット情報サービスに対する利便性に大きな影響を与える一方で、無料サービスにおいて広告収入が重要性を有することが考慮されたものと記者インタビューにおいて説明されています。

(6) ユーザー個人情報等の保護の強化(第11条乃至第13条)

若干の規定は、「ユーザーに関連する、及び単独で又はその他の情報と組み合わせることによりユーザーを識別することができる情報」を「ユーザー個人情報」と定義付け、ユーザー個人情報の収集、使用、保管等における原則を定めるとともに、提供者にセキュリティ防護に対する措置を求めています。

(7) その他

以上のほか、若干の規定においては、提供者に対してユーザー又は他の提供者からの苦情申立て受理・回答義務を定め(第14条)、主管部門である電信管理機構に対する報告制度を設置する(第15条)とともに、提供者又は評価測定当事者が若干の規定に違反した場合における是正命令、警告及び罰金並びに社会に対する公告といった法律責任についての定めも置かれています。

「本稿は、キャストコンサルティング株式会社発行の会報誌「キャスト中国ビジネス」2012年5月号に掲載された記事を転載したものです。」

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

マクロ経済レポート
REPORT
中国経済展望
SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部
研究員 関 辰一
E-mail: seki.shinichi@jri.co.jp

中国経済概説(2012年5月)

【経済全体の動き】

(1) 現状

中国経済は内需主導で拡大しているものの、拡大テンポが緩やかに。1~3月期の実質GDP成長率は前年同期比8.1%と2011年10~12月期の8.9%から低下(季節調整済み前期比は1.8%増)。

2011年秋口以降の減速は、欧州債務問題と住宅市場の調整を受けたもの。大都市のバブル抑制をねらいとした一連の抑制策により、住宅市場は調整期に入った。住宅価格の下落により、不動産投資や鉄鋼など関連産業の投資は減速。住宅市場の調整は、個人消費にも波及。

もっとも、足許では景気底打ちの兆しがみられる。3月の主要国向け輸出はEU向けを除き、過去最高水準まで大幅に拡大。内需についても、持ち直しの動きがみられる。政府は業種ごとの5カ年計画を発表し、重点育成分野に対して、財政・金融の両面から支援を開始。これを受けて、製造業PMI新規受注指数は2011年11月を底に上向き。

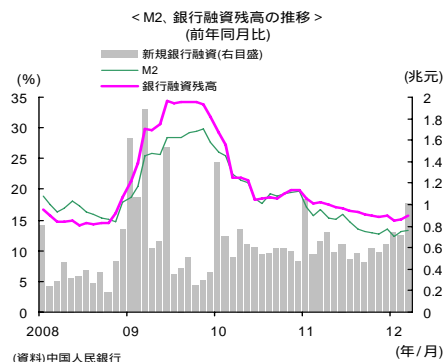
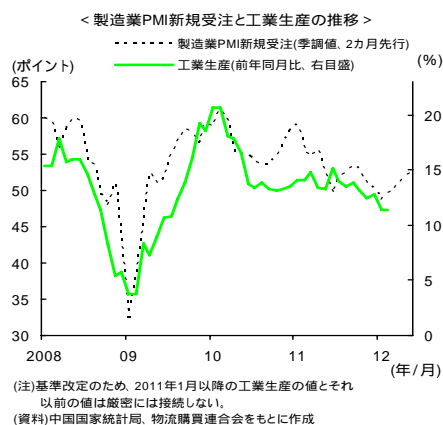
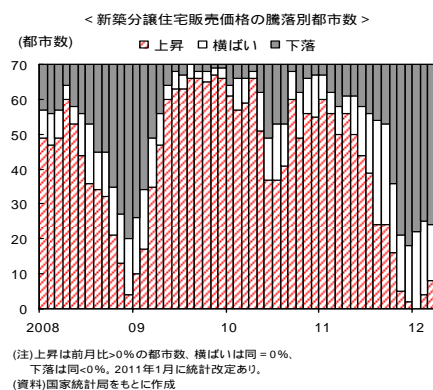
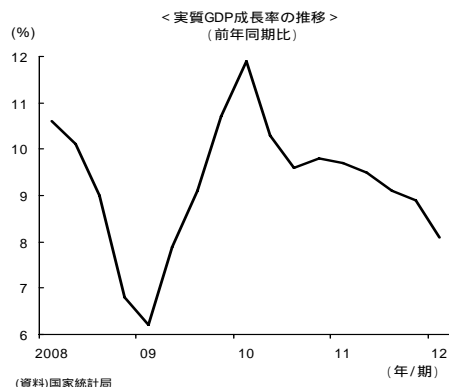
(2) 展望

当面の減速リスクを整理すると、a)EU向け輸出の減速、b)住宅市場の調整、c)原油価格の上昇の3点。

もっとも、中国のEU向け輸出は、日用品が多いため、大幅減少を回避できる公算大。また、中国の不動産バブル崩壊リスクは極めて小さい。強い実需により、住宅市場は年後半には調整を終える見通し。原油価格は不安定さを残すものの、足許では急騰に歯止め。

他方、景気の押し上げ要因としては、d)米国の景気回復、e)内陸部中小都市の需要拡大、f)重点分野への政策支援の3点が指摘可能。政府は引き続き、重点分野に各種減税措置を打ち出し、窓口指導を通して融資拡大を後押しする見通し。

以上より、3つのリスクが実体経済を大きく悪化させる懸念は小さく、中国経済は今後持ち直しに転じると予想。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

【輸出入】

【輸出】

(1) 現状

輸出は2011年春から足元にかけて横ばいで推移してきたものの、3月は前月比9.2%増と大幅に増加。トレンド変化の動きがみられる。

これまでは、欧州債務問題の影響を受けて、EU向け輸出を中心に伸び悩んだ。足元では、米国をはじめ世界経済に持ち直しの兆しがみられ、中国の輸出拡大に寄与。米国向け、日・韓・台向け、ASEAN向け、BRIS向けのいずれも、3月に過去最高水準を更新。

(2) 展望

今後を展望すると、輸出は緩やかな拡大トレンドを維持する見込み。まず、米国経済の回復が輸出の下支えになろう。次に、足元でOECD景気先行指数が上昇トレンドに転じていることを踏まえれば、他の先進国経済も今後回復していく公算大。実際、製造業の輸出向け新規受注は2011年11月に底打ち。

【輸入】

(1) 現状

輸入は2011年末以降、横ばいで推移。3月は前月比1.7%増。

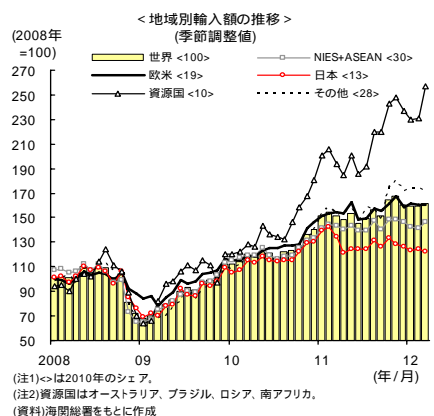
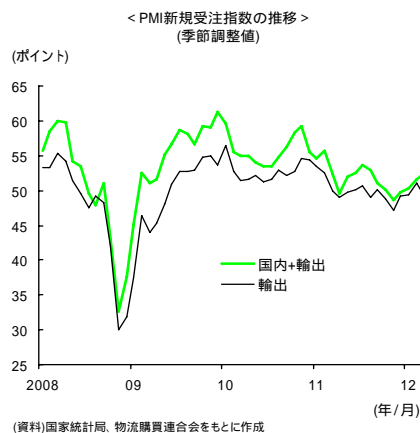
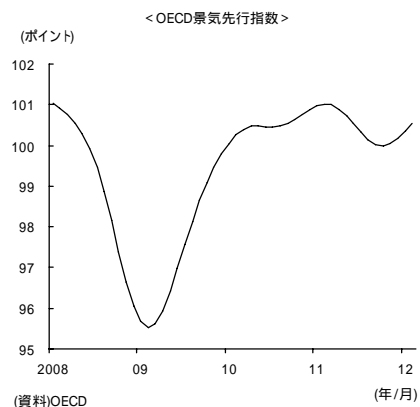
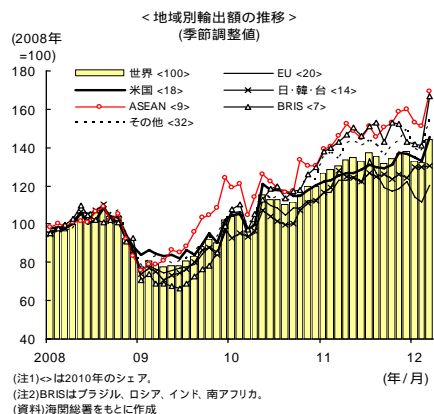
住宅市場の調整が要因として指摘可能。これまでの金融引き締め政策や不動産価格抑制策を受けて、日本からの建機・素材輸入や資源国からの鉄鉱石輸入は住宅建設の減少に連動して、減少ないし減速。

(2) 展望

まもなく、輸入は増加に転じる見込み。3月の資源国とNIES + ASEANからの輸入は、製造業の新規受注増加に連動し、前月比プラスに。加えて、中小都市に対する不動産価格抑制策の緩和などにより、住宅市場の調整が一巡し、輸入の押し下げ要因が剥落する見通し。

【対中直接投資】

1～3月期の対中直接投資は前年同月比 2.8%。全体としては減少したものの、中部(安徽や江西を含む8省)への投資は同20.8%増加。



【固定資産投資】

(1) 現状

固定資産投資は2011年5月をピークに減速。とりわけ、1～3月は前年同期比20.9%増と、足許の減速が顕著。

これまで、金融引き締め政策と公共投資急増の反動により、投資が減速。政府は2011年7月まで利上げや預金準備率の引き上げを実施。これを受けて、通信・コンピュータ・その他機械、輸送機械など加工型製造業は2011年初から減速基調。また、政府は2009～10年に4兆元の景気対策を打ち出し、同期間のインフラ投資は大幅に増加。鉄道建設完成距離は例年の4倍に達する規模。その後の鉄道建設は、伸び率でみると前年比マイナス。

足許では、住宅市場の調整が新たな押し下げ要因に。大都市のバブル抑制をねらいとした一連の抑制策により、住宅市場は調整期に入った。不動産業や鉄金属加工製造業など住宅関連業種の投資は2011年秋口以降、減速に転じた。

(2) 展望

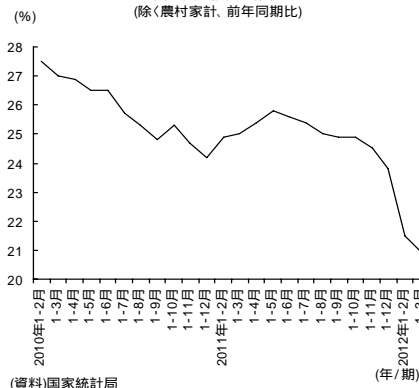
今後、大都市とリゾート地域の住宅市場は、不動産価格抑制策により前年割れが続く見通し。大都市の北京・上海とリゾート地域の海南では、分譲住宅平均販売価格が世帯年収倍率の10倍超と、バブルの様相を呈している。こうした地域では、政府は金融機関への窓口指導を通して、2軒目の住宅購入などを投資目的の住宅需要とみなして融資を抑制し続けるだろう。

もっとも、中小都市は実需が大きく、住宅不足の状況。住宅価格の所得倍率は6倍前後と安定し、バブルは発生していない。中小都市で、積極的な抑制策が続くことは、健全な市場を障害し大きな弊害を伴う。今後、中小都市では抑制策が緩和され、実需を背景に住宅関連投資は堅調に拡大する公算大。

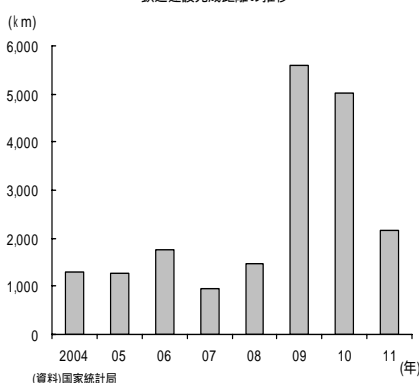
中小都市が圧倒的多数のため、全国ベースで住宅市場が長期にわたって底割れする可能性は小さい。

加えて、重点育成分野への金融緩和が開始され、企業の融資獲得が容易になったこと、内陸部を中心にインフラ需要が大きいことを踏まえれば、固定資産投資は年後半には持ち直すと予想。

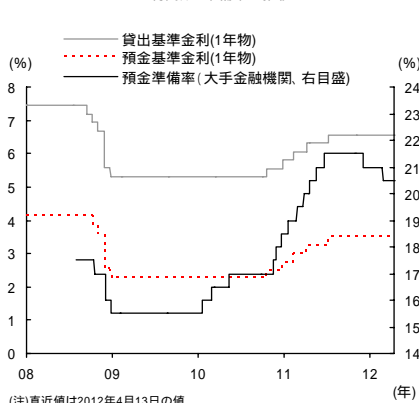
< 固定資産投資の推移 >
(除く農村家計、前年同期比)



< 鉄道建設完成距離の推移 >



< 金利、預金準備率の推移 >



(注)直近値は2012年4月13日の値。
(資料)中国人民銀行

< 主要な不動産価格抑制策 >

年	月/日	内容
2010	1/10	住宅供給量の増加、不動産増価税の徴収の厳格化や2軒目の住宅ローンの頭金比率を引き上げ(30%・40%)などを通じた不動産市場の安定策を地方政府や各政府機関に呼びかけ
	4/17	住宅ローン頭金比率の引き上げなど住宅価格抑制策を発表
	9/29	中国人民銀行、3軒目以降の住宅ローンの停止など住宅価格の抑制措置を強化
2011	1/26	不動産価格抑制策“新国8条”を通知。地方政府ごとの不動産価格抑制目標や低価格住宅供給増加、住宅購入の頭金比率の引き上げを要求。北京市、上海市は2軒目住宅や5年に満たない居住者を対象に購入制限令を発表。中小都市もその後導入
	1/27	上海市と重慶市、2軒目以上の住宅や高級分譲マンションに対し不動産所有税を導入
	3/5	全人代、低価格住宅の供給増加を地方政府に要請、2011～14年の供給目標は1,000万戸
	12/12	中央経済工作会議、不動産価格抑制策を堅持

(注)日付は公表日
(資料)中国政府各機関、各種資料をもとに作成

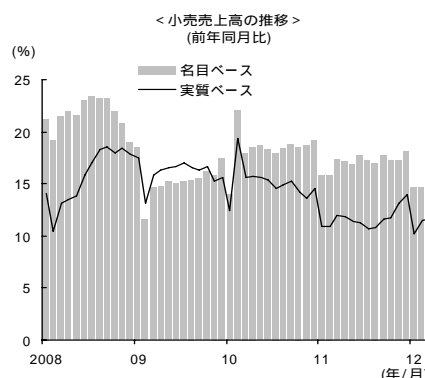
当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

【個人消費】

(1) 現状

実質小売売上高は2012年入り後に減速。とりわけ、ぜいたく品である娯楽関連や自動車、家電販売が伸び悩み。1～3月の家電販売額は前年同期比0.6%増、娯楽用品は同5.0%増、自動車は同11.0%増。

住宅市場の調整が個人消費に波及。住宅価格の下落を受けて、消費者マインドが悪化。家計はぜいたく品の消費拡大に慎重になっている。



(注)2010年から地域区分等の変更あり、CPI上昇率で実質化。
(資料)国家統計局をもとに作成

(2) 展望

住宅市場の調整は年前半までに完了する見通し。その後消費は良好な雇用・所得環境、新たな消費促進策を背景に、持続的に拡大する公算大。



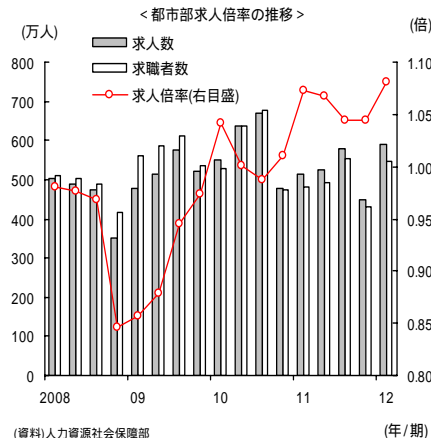
(資料)中国汽车工业协会をもとに作成

【雇用・所得環境】

(1) 現状

雇用情勢は良好。通常、景気が減速しているのであれば、企業の労働需要は縮小し、雇用環境は悪化する。ところが、2010年1～3月から2年間景気減速が続いているにもかかわらず、求人倍率はおおむね1倍以上を維持。

これまでは、沿海部都市で人手不足が発生。外資企業や中国企業の沿海部での事業拡大が背景。足元では、外資の内陸進出、中国企業の内陸事業拡大により、内陸部においても労働市場は逼迫。このため、沿海部を中心に、景気は低迷しているものの、労働市場は安定している。



(資料)人力資源社会保障部

(2) 展望

当面、内陸部の人手不足は続く見通し。企業は、a)沿海部では景気低迷が長期化するリスクがあること、b)内陸部の開発余地が大きいこと、c)内陸部の人件費は沿海部よりも低水準であることを背景に、内陸進出を継続する公算大。

【消費促進策】

政府は全人代で消費拡大を2012年の最重要課題に掲げ、9つの消費促進策に言及。投資主導型経済から消費主導型経済への構造調整がねらい。各消費促進策の具体的な内容が今後注目される。

＜全人代で示された消費促進策＞

所得分配を調整し、中低所得者の収入を増加させること
シニア向けサービス、家事代行、資産運用、医療、保険などサービス業振興
文化(娯楽を含む)、旅行、健康維持などの消費を促進し、有給休暇制度を整備
インターネットショッピングなど新しい消費形態を積極的に展開
エコな建材、節水家具家事用品、省エネ自動車など「グリーン消費」を支持
消費につながる銀行融資を拡大
流通システムや道路、駐車場などのインフラ建設を強化
製品の品質・安全性の監視や管理を強化
法のもと消費者の権利を守り、消費の環境を改善

(資料)政府活動報告2012をもとに作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

物価、不動産価格、他の市場動向

【物価】

(1) 現状

CPI上昇率は2011年7月をピークに低下傾向。ただし、3月の上昇率は前年同月比3.6%と2月の同3.2%から上昇した。

3月に上昇した主因は、食料品価格の一時的な高騰。生鮮野菜が天候不順を受けて、3月に前年同月比20.5%上昇(2月は同6.5%)。

2011年のインフレ要因であった豚肉価格は3月に前年同月比11.3%の上昇。これは、2月の同15.9%上昇を下回る。豚肉価格は下落傾向を維持し、インフレは沈静化の方向。

(2) 展望

CPI上昇率は一段と低下する見通し。中国のCPI上昇率は景気に連動する傾向がある。ラグはおよそ半年。実質GDP成長率は2012年1~3月期まで低下し続けたため、CPI上昇率は7~9月期まで低下すると予想。2012年半ばには3%を下回る見通し。

ただし、国際原油価格が高騰する可能性も。その場合、ガソリン価格やエネルギーが押し上げられ、コストプッシュインフレとなろう。

【不動産価格】

3月、新築分譲住宅販売価格が前月比下落したのは70都市のうち46都市。横ばいは16都市、上昇は8都市。

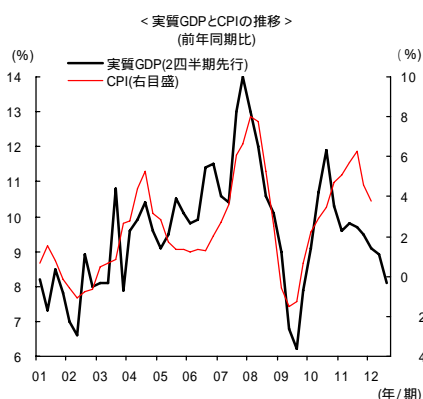
【株価】

4月17日の上海総合株価指数(終値)は2,335ポイントと3月末から3.2%上昇。

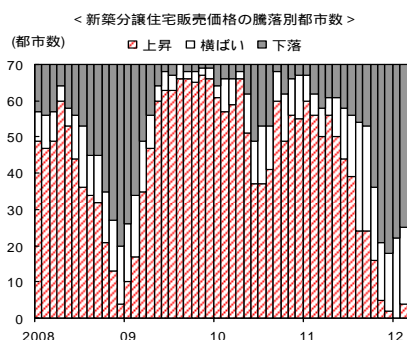
【人民元レート】

4月17日時点で、1米ドル = 6.302元。3月末に対して0.1%人民元安の水準。前年同月末比2.9%増価。

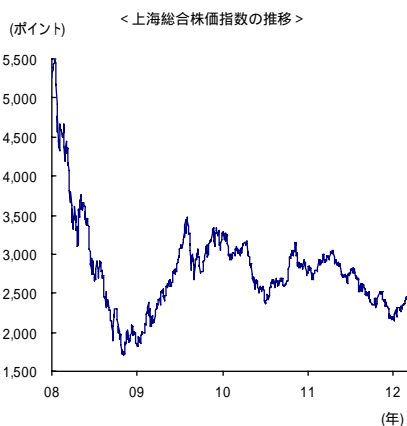
4月14日、中国人民銀行は人民元の対米ドルレートの変動幅拡大を発表。同月16日から実施。銀行間スポット外為市場の人民元と米ドルの取引価格の変動幅を0.5%から1.0%に拡大。



(資料)国家統計局をもとに作成



(注)上昇は前月比>0%の都市数、横ばいは同=0%、下落は同<0%。2011年1月に統計改定あり。
(資料)国家統計局をもとに作成



(資料)上海証券取引所



(注)トムソン・ロイター社調べ。
(資料)Datastream

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

CNY - 中国人民元

人民元許容変動幅の拡大後、変動率はむしろ低下

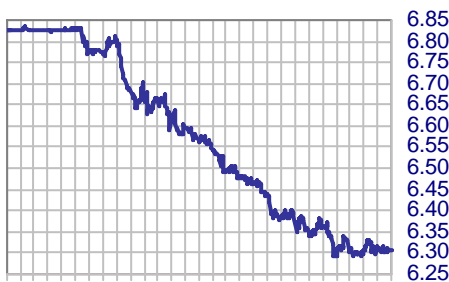
為替相場・政策金利予測

	為替相場							政策金利				
	1USD=CNY		100JPY=CNY			1CNY=JPY		1年物貸出基準金利				
	6.3062		-			12.65		6.56%				
May-07	6.3062		-			12.65		6.56%				
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter				
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg			
12Q2	6.2800	6.2700	6.2740	6.3640	7.7440	7.5110	8.0490	12.90	12.40	13.30	6.56%	6.56%
12Q3	6.2700	6.2300	6.2640	6.3540	7.5450	7.3180	7.8420	13.30	12.80	13.70	6.56%	6.56%
12Q4	6.2400	6.1700	6.2340	6.3240	7.4730	7.2490	7.7670	13.40	12.90	13.80	6.56%	6.56%
13Q1	6.2100	6.1500	6.2040	6.2940	7.3930	7.1710	7.6840	13.50	13.00	13.90	6.56%	6.56%
13Q2	6.1700	-	6.1640	6.2530	7.2760	7.0580	7.5620	13.70	13.20	14.10	6.81%	6.56%
13Q3	6.1200	-	6.1140	6.2020	7.1580	6.9430	7.4400	14.00	13.50	14.40	7.06%	6.81%

「Bloomberg」ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」SMBCシンガポールによるトレンド予測
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

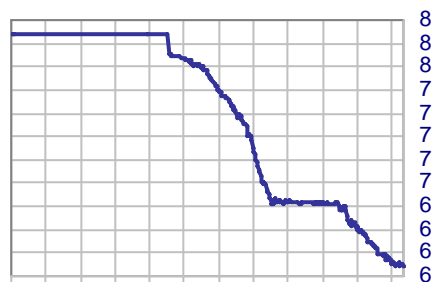
相場動向

USD/CNY-日足



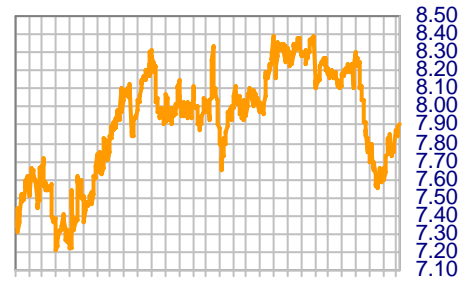
Sources: Bloomberg, CFETS

USD/CNY-週足



Sources: Bloomberg

JPY/CNY (100JPY=CNY)-日足



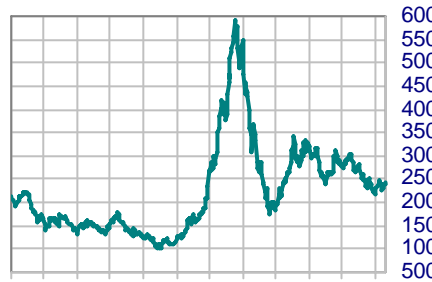
Sources: Bloomberg

上海総合指数-日足



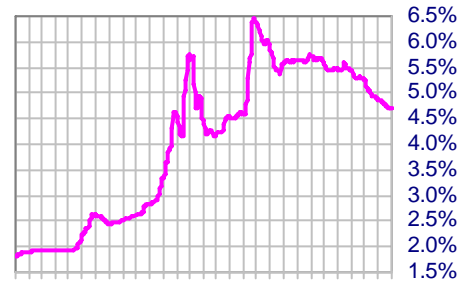
Sources: Bloomberg

上海総合指数-週足



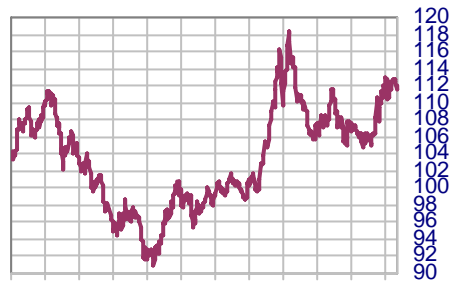
Sources: Bloomberg

3ヵ月物SHIBOR-日足



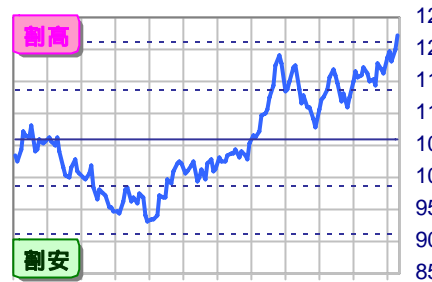
Sources: Bloomberg

CNY名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

CNY実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

コメント

中国人民銀行は4月14日、オンショア・米ドル/人民元相場の日中許容変動幅を従来の伸値±0.5%から同±1.0%へと拡大すると発表した(16日からの実施)。予想された動きであり、市場では通貨当局が相場を人民元高方向のみならず、上下双方向の変動拡大を目指していることの証左であると受け止められたが、その後のオンショアおよび香港オフショア人民元直物相場のヒストリカル・ボラティリティーは期間を問わず、むしろ大き目の低下を示している。実際に当局が双方向の変動性を高める動きに出るとすれば、それは5月4日の米中戦略・経済対話の終幕後となる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TWD - 台湾ドル

第1四半期の台湾経済、テクニカル・リセッションから脱却するも低成長に留まる

為替相場・政策金利予測

	為替相場						政策金利									
	1USD=TWD		100JPY=TWD			1TWD=JPY		公定歩合								
	May-07		29.28			-		36.65		-		2.7280		-		1.875%
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter					
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg				
12Q2	30.20	29.60	29.00	30.70	37.20	35.00	38.50	2.6850	2.5890	2.8430	1.875%	1.875%				
12Q3	30.60	29.40	29.80	31.20	36.80	34.60	38.10	2.7160	2.6190	2.8760	1.875%	1.875%				
12Q4	31.40	29.10	30.60	32.00	37.60	35.40	38.90	2.6590	2.5640	2.8160	2.000%	1.875%				
13Q1	31.90	29.00	31.10	32.50	38.00	35.70	39.30	2.6330	2.5390	2.7880	2.125%	1.875%				
13Q2	32.10	-	31.20	32.70	37.90	35.70	39.20	2.6420	2.5470	2.7980	2.250%	2.000%				
13Q3	31.50	-	30.70	32.10	36.80	34.60	38.10	2.7140	2.6170	2.8740	2.375%	2.375%				

「Bloomberg」ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」SMBCシンガポールによるトレンド予測
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

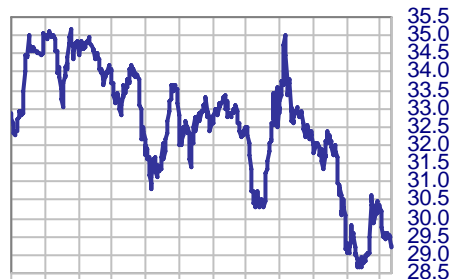
相場動向

USD/TWD-日足



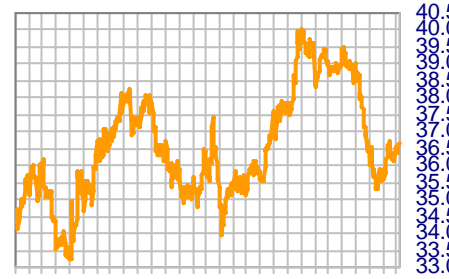
JFMAMJJASONDJFMAMJJASONDJFMAM
Sources: Bloomberg, Taipei Forex Inc.

USD/TWD-週足



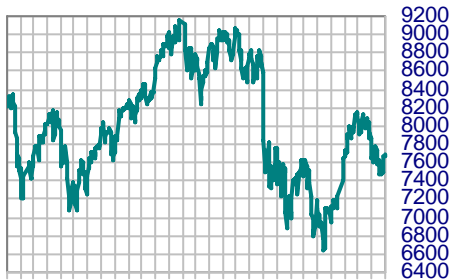
01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12
Sources: Bloomberg

JPY/TWD (100JPY=TWD)-日足



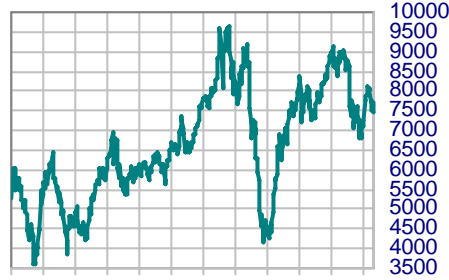
JFMAMJJASONDJFMAMJJASONDJFMAM
Sources: Bloomberg

加権指数-日足



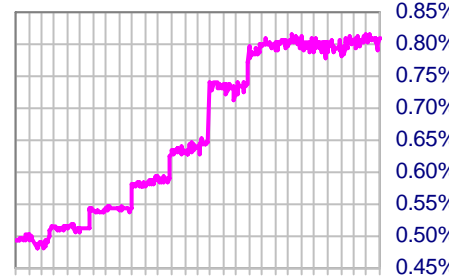
JFMAMJJASONDJFMAMJJASONDJFMAM
Sources: Bloomberg

加権指数-週足



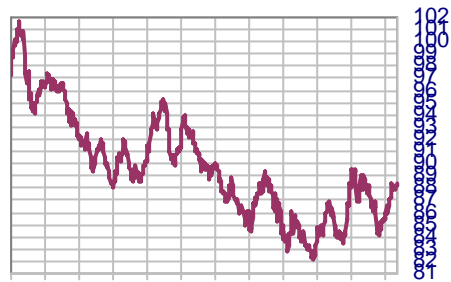
01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12
Sources: Bloomberg

3ヵ月物流通CP利回り-日足



JFMAMJJASONDJFMAMJJASONDJFMAM
Sources: Bloomberg

TWD名目実効為替相場-週足



01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12
Sources: Bloomberg

TWD実質実効為替相場-月足



01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12
Sources: Bloomberg

コメント

4月30日に発表された2012年第1四半期GDP速報によると、季節調整後系列の実質成長率は前期比年率1.06%増となった。昨年第3四半期は同0.20%減、第4四半期は0.59%減でいわゆるテクニカル・リセッションに陥っていた台湾経済は漸くプラス圏に浮上したが、成長率は低位に留まった。筆者は第1四半期同+6.7%と高めの予想をしており、今回の数字を受けて、年間成長率予測を3.9%から3.6%へと引き下げた（行政院主計處は通年予測を3.85%から3.38%へ下方修正）。一方、3月に54.1と2011年5月以来の高水準を記録していた製造業購買担当者景気指数（PMI）は4月、50.2へ急低下した。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

HKD - 香港ドル

4月のPMI、2ヵ月連続の低下を示現

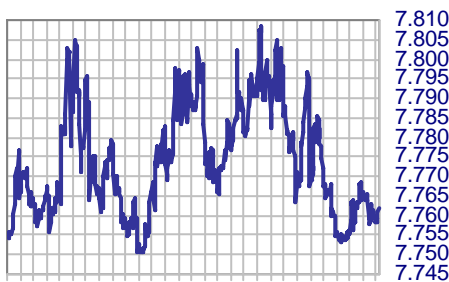
為替相場・政策金利予測

	為替相場									政策金利		
	1USD=HKD			100JPY=HKD			1HKD=JPY			HKMA基準金利		
	7.7628		-	9.7313		-	10.28		-	0.50%		
May-07	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q		Quarterly Range		E of Q		End of Quarter	
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC		SMBC	Bloomberg	
12Q2	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.6180	9.2330	9.9350	10.40	10.10	10.80	0.50%	-
12Q3	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.3860	9.0110	9.6950	10.70	10.40	11.10	0.50%	-
12Q4	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.3410	8.9670	9.6490	10.70	10.40	11.10	0.50%	-
13Q1	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.2860	8.9150	9.5920	10.80	10.40	11.20	0.50%	-
13Q2	7.8000	-	7.7500	7.8500	9.1980	8.8300	9.5010	10.90	10.50	11.40	0.50%	-
13Q3	7.8000	-	7.7500	7.8500	9.1230	8.7580	9.4230	11.00	10.60	11.50	1.00%	-

「Bloomberg」ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」SMBCシンガポールによるトレンド予測
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

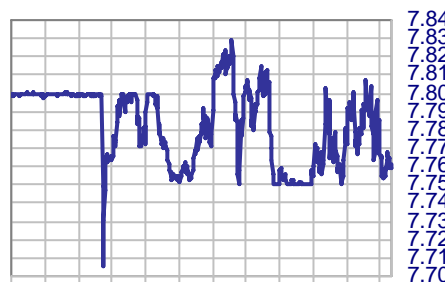
相場動向

USD/HKD - 日足



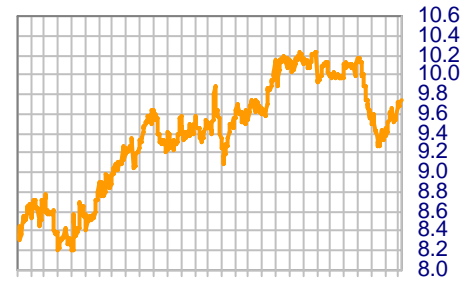
Sources: Bloomberg

USD/HKD - 週足



Sources: Bloomberg

JPY/HKD (100JPY=HKD) - 日足



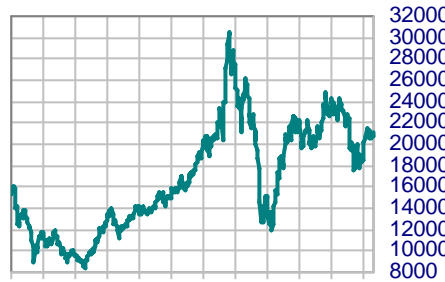
Sources: Bloomberg

恒生指数 - 日足



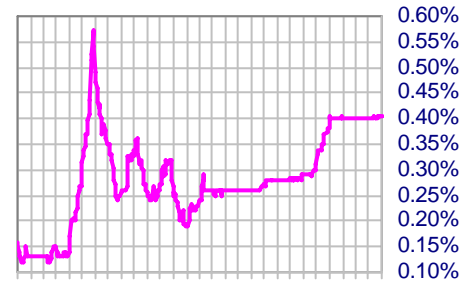
Sources: Bloomberg

恒生指数 - 週足



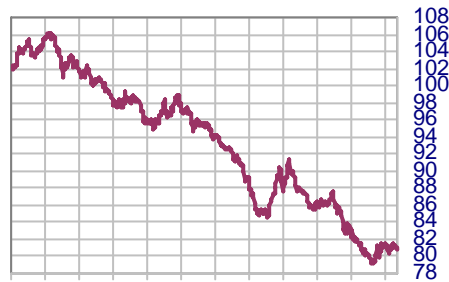
Sources: Bloomberg

3ヵ月物HIBOR - 日足



Sources: Bloomberg

HKD名目実効為替相場 - 週足



Sources: Bloomberg

HKD実質実効為替相場 - 月足



Sources: Bloomberg

コメント

香港の4月HSBC/Markit全経済購買担当者景気指数(Whole Economy PMI)は年初来最低の50.3を記録、2ヵ月連続の悪化を示した。3月は52.0だった。依然50を上回っているものの、経済活動の改善ペースがここへ来て急速に鈍化していることが示唆された。HSBCによると、新規受注は5ヵ月連続で50を超えたものの水準は低く、また中国からの新規受注は昨年11月以来最大の下落幅を示現した。経済成長が鈍化に転じたリスクも指摘される。なお、5月11日には第1四半期GDP統計が発表される。筆者は前期比年率6.1%と高めの成長を予測している(昨年第4四半期は同+1.6%)。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。